

市役所の各窓口 対応時間が変わります 10月1日(木)から試行

10月1日(木)から、試験的に窓口の対応時間を変更します。ご協力とご理解をよろしくお願いします。

☎総務課行政係 ☎(26) 7 7 8 4

対応時間

9月30日(水)まで

旧

午前8時30分～
午後5時15分

10月1日(木)から

新

午前9時～
午後4時30分

対象：本庁舎1階の各窓口、
朝日支所、各出張所

窓口時間短縮を試行する理由

■職員の働き方改革とサービスの品質向上

現在の情勢や課題に対応した市民サービスの構築に向けて、庁内で必要な検討、調整を行う時間を確保します。

■対面の手続きによらないサービス提供の推進

窓口の待ち時間を減らすため、オンライン申請の利用促進で窓口手続きを分散させ、市民が利用しやすい市役所をめざします。

■準備や事務処理を適切に行える環境の整備

開庁前の準備や閉庁間際の対応を適切に行える環境を整え、安定した質の高いサービスの提供を継続できる体制を整備します。



▲オンライン申請

■オンライン申請を使ってみよう

窓口手続きの多くは、オンラインで可能です。
24時間対応ですので、ぜひご利用ください。

最高裁判決を踏まえた

生活保護費の 追加給付について

生活扶助基準の見直しに関する最高裁判決を踏まえ、当時保護費の引き下げの影響を受けた生活保護受給世帯からの申し出を受け付けています。必要な書類など、くわしくは市HPをご確認ください。

☎地域福祉課生活支援係 ☎(26) 7 7 4 3

対象者

平成25年8月～令和8年3月の期間に、本市で生活保護を受給したことがある世帯

※特定の基準生活費や加算などが認定されていない場合や、当時受給していても亡くなられている方は対象外です。

※現在本市で受給中の世帯は、手続き不要です。



市HP(追加給付に関するページ)

給付額

受給当時の年齢、世帯人数、受給期間、加算の有無などの状況により算出されます

※算出の結果、数100円程度になる場合もあります。

申し出

申出書に必要事項を記入し、必要書類をそろえて窓口または郵送で提出してください

必要なもの：申出書、同意書、当時生活保護を受給していた全世帯員の戸籍謄本(全部事項証明書)の写し、本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など)、振込先が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し

追加給付に関する相談、問い合わせは、相談センター ☎0120 (179) 4 4 5 へ



相談センターHP